

3月のごみ収集日について（お知らせ）

3月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆3月のごみ収集日予定表（日付は3月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	4日(火)	3日(月)	7日(金)	6日(木)	7日(金)	3日(月)	5日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	11日(火)	10日(月) 31日(月)	14日(金)	13日(木)	14日(金)	10日(月) 31日(月)	12日(水)
缶 (第3・第5曜日)	18日(火)	17日(月) 31日(月)	21日(金)	21日(金) に変更です	21日(金)	17日(月) 31日(月)	19日(水)
プラスチック (第3曜日)	18日(火)	17日(月)	21日(金)	21日(金) に変更です	21日(金)	17日(月)	19日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	25日(火)	24日(月)	28日(金)	27日(木)	28日(金)	24日(月)	26日(水)
紙 類	火 4・11・ 18・25	月 3・10・17・ 24・31	金 7・14・ 21・28	木 6・13・27	金 7・14・ 21・28	月 3・10・17・ 24・31	水 5・12・ 19・26
もやせるごみ	火・金 4・7・ 11・14・ 18・21・ 25・28	月・木 3・6・10・13・17・24・27・31	月・水・木 3・5・6・10・12・ 13・17・19・24・ 26・27・31	火・水・金 4・5・7・11・ 12・14・18・ 19・21・25・ 26・28			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や、前夜出しはしないでください）。
- ごみ袋は中身がこぼれないように**しっかり口を結び**、簡単に解けないように出してください。**テープ止めは禁止です。**
- 祝日に伴う収集日の変更について
福岡・小原地区の資源ごみ（缶、プラスチック）は21日(金)に収集日が変わります。お間違えのないようご注意ください。

◎ごみ分別の徹底について（お願い）

転入や転出の多い時期を迎え、引っ越しなどに伴ってさまざまな種類のごみが発生するものと思われます。その中には包装紙や封筒など、資源ごみとして分別できる雑紙類が多く混入していることがあります。リサイクルの第一歩は分別から始まります。資源の有効利用のため、こまめな分別をお願いします。また、粗大ごみについては、安易に不法投棄したり、集積所に放置したりするといったケースが見受けられます。このような行為は周辺住民に大変迷惑を掛けるとともに、地域の景観をも損なうこととなりますので絶対にしないでください。皆さまのご協力をお願いします。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時 3月6日(木)・27日(木) 11:00～11:30(時間厳守)
- 場所 健康センター前

(注意事項)犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください(保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります)。猫の場合は、必ず麻袋やもみ袋(土のう袋は不可)などの丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

◎犬・猫の引き取りが有料になります

宮城県では昨年12月、「宮城県動物愛護管理推進計画」を策定しました。計画の基本理念の一つに「動物の愛護を通じた生命を大切に育む」を掲げており、具体的な数値目標として犬・猫の引き取り頭数を今後10年間で半減することとしています。このため、犬や猫の終生飼養の推進と飼い主の安易な飼養放棄を抑制する目的で4月1日から犬・猫の引き取りを有料化することになりましたのでお知らせします。

- 引き取り場所 宮城県仙南保健所
- 犬・猫の引き取り手数料 生後90日以内は1頭につき400円、生後91日以上は1頭につき2,000円
- 納入方法 所定の用紙に必要事項を記入し、宮城県収入証紙を張り付けて納入してください。収入証紙は、県合同庁舎や保健所、銀行などでお求めください。
- ※引き取り日や時間などの詳細は宮城県仙南保健所までお問い合わせください。なお、犬や猫などの愛護動物を捨てた場合には、処罰されることがあります。
- 犬や猫などを飼い始めたら、最後まで責任を持って飼養するように心掛けましょう。
- 飼い主が見つからない不幸な子犬や子猫が産まれないよう、犬や猫には不妊や去勢などの手術を受けさせましょう。
- やむを得ず飼えなくなった場合には、新たな飼い主を探すよう心掛けましょう。

◎宮城県仙南保健所（大河原町字南129-1）☎0224-53-3117

◎生活環境課 ☎22-1314

国民健康保険(前期高齢者)の窓口負担は据え置きとなりました

70歳から74歳の前期高齢者の方が、医療機関などで受診する際にお支払いいただく窓口負担については、本年4月から2割に見直されることになっていましたが、政府において本年4月から来年3月までの一年間は、1割に据え置かれることが決定されました。当該者の方には新たな高齢受給者証を今月中に、郵送で再発行します。

春は異動の季節です。何かと慌ただしくなり、必要な届け出を忘れてがちです。国民年金の被保険者は3つの種別に分かれており、就職や転職、結婚などによって異動が生じた場合は、その都度届け出が必要です。

異動のある方は、速やかに手続きを行いましょ。

■平成19年中に家屋の取り壊しや所有権移転などを行った方へ
固定資産税は毎年1月1日に土地や家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

平成20年1月1日現在、家屋の一部または全部を取り壊している場合（登記の有無は問いません）や売買や相続などで所有者に変更が生じた場合、土地や建物の用途を変更した場合は、税務課固定資産税係までお知らせください。

宮城県飲酒運転根絶条例が施行されました

宮城県では、飲酒運転根絶に向けて「飲酒運転根絶条例」を1月1日から施行しています。市民の皆さまには、飲酒運転による悲惨な交通事故を根絶するため、「飲酒運転をしない・させない」、「酒を飲んだ人が運転する車に同乗しない」という「三ない運動」の実践にご理解とご協力をお願いします。なお、毎月22日は飲酒運転根絶運動の日です。

◎白石警察署 ☎25-2138
生活環境課 ☎22-1314

3月から4月の異動時期には国民年金の届け出を忘れず

●第1号被保険者 20歳以上60歳未満の自営業者や農業従事者、学生、フリーターなど（その配偶者を含む）。ご自分で加入手続きを行う必要があります。

●第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合に加入している方。加入手続きは勤務先が行い、保険料は厚生年金などの掛け金として、給料から天引きされます。

●第3号被保険者 第2号被保険者の夫（妻）に扶養されている20歳以上60歳未満の妻（夫）。配偶者の勤務先に届け出を行う必要はありません。なお、第3号被保険者は国民年金に加入している扱いになり、保険料は配偶者の加入する年金制度が負担する仕組みになっています。

◎大河原社会保険事務所 ☎0224-513115
市民課 ☎22-1312

固定資産税業務への協力と固定資産税縦覧帳簿の縦覧について

■平成20年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を実施します
4月から5月の2カ月間、平成20年度の「土地価格等縦覧帳簿（※1）」と「家屋価格等縦覧帳簿（※2）」を税務課窓口で縦覧します（ただし、土・日・祝日を除きます）。

縦覧の際は運転免許証や健康保険証、納税通知書など、本人確認のできるものを持参してください。代理人の方は委任状も併せて必要です。詳しくは、広報しろいし4月号でお知らせします。

※1. 土地の所在や地番、地目、地積、価格が記載されています。

※2. 家屋の所在や家屋番号、種類、構造・床面積、価格が記載されています。

◎税務課 ☎22-1313

——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して——

公立刈田総合病院紹介

◎公立刈田総合病院 ☎25-2145

感染性胃腸炎や食中毒にご注意ください


ノロウイルスは感染力が強く少量でも感染し、人から人へと感染する感染性胃腸炎のほか、食中毒の原因にもなります。

●どんな症状？
潜伏期間は24時間から48時間で、吐き気やおう吐、下痢、腹痛などの症状が現れ、通常は数日で回復しますが、乳幼児や高齢者は、重症化することがあります。

●治療方法は？
現在、有効な治療薬はなく、現れた症状に対して、治療を行います。自宅で安静にしていることが大切ですが、乳幼児や高齢者は、下痢による脱水症状を生じることがあります。ぐったりする、唇が乾燥するなどの症状がひ

どい場合には、病院で輸液を行うなどの治療が必要になります。

●予防方法は？
最も有効な予防方法は、手洗いです。調理を行う前や食事の前、トイレに行った後、汚物処理やオムツ交換などを行った後は、必ず石けんと流水で十分に手を洗ってください。



看護師募集中！ 詳しくは、当院総務課人事係まで